

○独立行政法人国立科学博物館特定有期雇用職員就業規程

平成21年4月1日
館長裁定

最終改正
平成26年12月19日
館長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に勤務する非常勤職員のうち、特定有期雇用職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義及び名称)

第2条 この規程において特定有期雇用職員とは、期間を定めた労働契約により1週間の所定勤務時間を常勤職員と異なる勤務時間に定められて科学博物館に雇用され、科学博物館の業務のうち特に定められたものに従事する職員をいう。

2 この規程を適用する特定有期雇用職員の名称は、従事する業務の内容に応じて、次の各号に掲げる名称を用いる。

- | | |
|-------------|---|
| 一 特定非常勤事務職員 | 特に定められた事務に関する業務に従事する。 |
| 二 特定非常勤研究員 | 特に定められた研究に関する業務に従事する。 |
| 三 特定研究員 | 寄付研究部門において、特に定められた研究に関する業務に従事する。 |
| 四 嘱託職員 | 独立行政法人国立科学博物館職員就業規則第19条第2号により定年退職した後に引き続き雇用される者であつて、特に定められた業務に従事する。 |

3 前項の業務以外の業務に従事する者については、その業務に則した名称を付す。

(採用)

第3条 特定有期雇用職員の採用は、選考により行う。

(雇用期間)

第4条 特定有期雇用職員は、採用日の属する事業年度を超えない範囲内で雇用期間を定め、採用するものとする。

2 前項の場合において、業務遂行上必要があると認めるときは、本人の勤務実績及び科学博物館の経営状況等を勘案して、一事業年度を超えない範囲で雇用期間を定め、雇用を更新することがあるものとする。ただし、通算雇用期間は5年を超えないものとする。

3 前項の規定は、他の規程等において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

4 事業年度の途中において第5条に定める雇用上限年齢に達する特定有期雇用職員の雇用期間については、第2項及び前項の規程にかかわらず、当該事業年度を超えないものとする。

(雇用上限期間)

第5条 特定有期雇用職員の雇用の上限年齢は、満65歳とする。ただし、特定非常勤事務職員については、満60歳とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、最初の採用時に満60歳（事務補佐員以外の者については満65歳）以上の者については、採用日の属する年度の末日までを雇用上限期間とし、更新はしないものとする。

3 前2項の規定は、他の規程等において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

（法令その他関係規程等との関係）

第6条 特定有期雇用職員の就業に関しては、この規程に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令及び関係規則の定めるところによる。

2 特定有期雇用職員には、独立行政法人国立科学博物館有期雇用職員就業規程（以下「有期雇用職員就業規程」という。）第7条から第68条までの規定を準用する。ただし、特定研究員については有期雇用職員就業規程第18条から第23条及び第25条、嘱託職員については有期雇用職員就業規程第25条の規定は適用しない。

（給与の種類）

第7条 特定研究員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

（基本年俸）

第8条 特定研究員の基本年俸は、別表の基本年俸俸給表（以下「別表」という。）に掲げる号俸による。

2 労働契約の期間が1年に満たない場合における基本年俸は、別表に掲げる号俸により決定される基本年俸を基礎とし、当該期間に応じた額とする。

3 特定研究員の基本年俸は、別表に掲げる基本年俸額に応じ、その12分の1の額を同表に定める支給月額として当月分を翌月17日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日にあたる場合は、支給日の前々日（その日が休日にあたる場合は、支給日の翌日）に、支給日が土曜日にあたる場合は、支給日の前日に支給する。

（号俸の決定）

第9条 特定研究員の基本年俸は、別表に掲げる号俸の範囲内で館長が決定するものとする。

（諸手当）

第10条 特定研究員の諸手当は、超過勤務手当、通勤手当及び住居手当とし、別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の諸手当は、有期雇用職員就業規程第23条（第4項第3号及び第4号を除く。）の規定を適用し、又は準用し、支給する。

3 第1項の諸手当の支給方法については、有期雇用職員就業規程第22条の規定を適用し、又は準用する。

（その他）

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 施行日の前々日に独立行政法人国立科学博物館非常勤職員就業規程に基づく日々雇用職員として在職し、施行日に特定有期雇用職員に継続雇用される者（以下「継続雇用者」）への第4条第2項の規定の適用にあたっては、同項の通算雇用期間に施行日前の雇用期間を含むものとする。
- 3 継続雇用者の年次有給休暇の取扱については、有期雇用職員就業規程附則第4項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

別表

基本年俸給表

号俸	基本年俸額	支給月額
1	4,560,000	380,000
2	4,800,000	400,000
3	5,040,000	420,000
4	5,280,000	440,000
5	5,520,000	460,000
6	5,760,000	480,000
7	6,000,000	500,000
8	6,240,000	520,000
9	6,480,000	540,000
10	6,720,000	560,000